

2006年9月 No.463

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

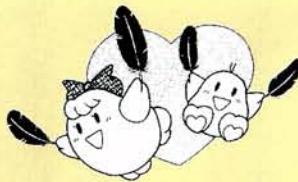
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育寿

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…施設での衣食住を考える
～「生きる意欲」を生み出す環境づくり
- 4・5面…地域福祉権利擁護事業アドバイザーからのメッセージ③
- 6面…ぶらっとホーム
ボランティアサークル「めだか」
- 8面…障害者自立支援法についておもうこと②



丹波町／夢満

もえくさ

▼七月十五日以降の梅雨前線による大雨は、気象局によつて「平成十八年七月豪雨」と命名された。命名されるのは「顕著な災害」で、今回は浸水家屋が多かつた。メキシコ海流にも異変があるようで、何かおかしい。▼それについて日本はどうしてこんな国になってしまったのか。秋田県での連続児童殺人事件、奈良県での母子放火殺人事件、痛ましい事件が続く。一部の日本を代表する企業に「偽装請負」。その働き手は二十～三十代で、まさに労働力の使い捨てとの報道もあつた。▼我が国の財政もひどい状況だ。単年度の収入の四割が借金。国債残高は税収の十二年分で、国民一人当たり四百二十四万円。高齢化が急速に進展し、少子化には歯止めがかかるない。働く世代（二十歳～六十四歳）と高齢者（六十五歳～）との割合は一〇二五年には一・九対一になるという（HP「日本の財政を考える」より）。競争原理が支配する格差社会、かつての無定観な財政支出が、日本をこんなにした要因に違いない。▼そして我々社会福祉の現場にはこうした説かれる。「持続可能な制度設計とする必要がある」。もとより、社会福祉施策は社会のセイフティネットだから安定的で持続可能な制度設計とするには何らの異論もない。しかし、こうした言ひ方が、今日の競争社会、格差社会における、弱者につけるまわそぐとする議論に何かしら聞こえてしまつのは私だけなのだろうか。▼今、重大関心事は障害者自立支援法の対応である。施設利用者にとって、自宅で家族とふれあつプログラムが組まることは、社会参画・自立の視点からは極めて有効と思う。しかし、施設は経営が立ちゆかないほど減収となる。▼我々社会福祉現場にある者は、あの笑顔や小さな達成感を縦につなぎ、小さな怒りを押し込みそれを横につないできた。がんばる明日への糧、制度改善のエネルギーとしてきた。市町村や府や団体や個人に発信が必要だ。「もえくさ」も社会福祉の現場を、意見を、府民に向けてさらに発信していくたい。

「生きる意欲」を生み出す環境づくり

「生活」の意味を考える

株式会社 莫設計同人 代表取締役

松 村 正 希 さ ん

今朝では「住」をテーマとして、全国各地の社会福祉施設の建築・設計に多く関わっておられる京都府在住の建築家の松村正希さんにお話を伺いました。

そもそも、松村さんと社会福祉施設との

関わりは、高校を卒業し、設計事務所に就職された三十年ほど前に始まったとのお話をでした。その当時から、すでに松村さんは、

「社会福祉分野の建築をやりたい」という思いをいだき、「これから建築は社会福祉分野に重点を置いて考えるべきではないか」と提案をしていました。しかし、当時

の建築業界では、まだまだ社会福祉分野に関心を示す人は少ないのが現状でした。そうした時、障害をもつ子ども達に関心を持つていたことから、社会福祉分野の勉強のために、全国の重症心身障害児施設を一人で訪ねられ、そこで施設での住

環境に対するいろいろな問題意識を深めていかれました。

【生きる意欲】

高齢者や障害者の施設で、「生活の再構築」や「生活の見直し」という言葉

がよく使われますが、その「生活」の中身について十人の人に聞くと十人も違った答えが出てきます。では、その「生活」とはどのようなものなのでしょうか？私達は「生活」



松村正希（まつむらまさき）さん

（株式会社 莫設計同人 代表取締役）

1948年生れ。1983年莫設計同人設立代表となる。1988年株式会社に改組。代表取締役に就任され現在に至る。5年前に福井大学大学院へ入学。今年「高齢者、障害者グループホーム型居住施設に関する実践的研究～認知症高齢者、重度障害者の食と住環境に関する仮説と検証～」をテーマに工学博士号を授与される。福祉施設（特に高齢者、障害者、子どものためのもの）を多く手掛け、京都府内でも数多く手掛けている。

【生きる意欲】

思疎通が図られ、「コミュニケーション」が広がり、これらを通して「心の発達」へとつながっていきます。

食事前後の行為は、生活の質を左右し、適切な食事の摂取は、生きる意欲の向上につながっていくと考えられています。「普通の暮らしや生活」を支える要として「食・生きる力」という視点が重要だと松村さんは考えます。

【食と環境】

大脑生理学では、「生きる意欲」を生み出す脳の領域と「食べる」領域と「性」の領域は近い領域であるということが示されています。このことに松村さんは早くから注目をされ、また、平行して、引きこもりや不登校の研究をされている研究者の著書から、「食と環境」について大きなヒントを得たといいます。

「不登校や引きこもりの人々が、食べることによって、元気が出でてくる。ただ食べることだけでなく、その周りにある環境によって変化をする」とその著書には書かれていました。

「食」は、準備から後片付けまでの一連の作業を通して人間の五感（視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚）を刺激します。そういう意味でも「家」の中でも特に「台所周り」は、五感を刺激する重要な環境でもあります。また「台所周り」は私達にとっても落ち着く空間でもあり、自然と皆が寄り、集まっています。

その環境がいかにあるべきかによって、「食」に対して興味が沸き、「食べる」ことにつながっていきます。「食べること」は、さらには「生きる意欲」にもつながっていくのです。

「家」は、精神的、物理的、社会的に優れた場所です。人として生きるために必要な環

境が備わっていて、自分が主人公として活躍できる舞台となります。こうしたことからも「生きる力」を生み出すために「住環境」は重要なのです。そして、その中でも「食」に関する環境は、人が人として「生活」するための重要なポイントなのです。

【これまでの実践から】

グループホーム型や全室個室という考えが、まだ日本に広まつていなかつた頃から、すでに松村さんはグループホーム型での入所施設の設計・建築を提案していました。

「食と環境」に観点を置いた施設づくりの第一号は、埼玉での身体障害者療護施設です。グループホームの住環境を作り、そこで調理の人が利用者の目の前で三食を作るということをやってみようという提案をし、実践がスタートしました。ハード面を松村さんが考え、ソフト面では施設の全職員が



第二丹後園
所在地：京丹後市網野町
特別養護老人ホーム（2005年8月竣工）



ぶらり嵐山
所在地：京都市右京区
授産製品展示販売所（2001年3月竣工）



ほのぼの屋（カフェレストラン）
所在地：舞鶴市
精神障害者授産施設（2002年4月竣工）

試行錯誤をしながら実践が積み重ねられてきました。

そして、その利用者のお母さんからも「朝起きると、包丁の音が聞こえる。今日も生きているという感覚を持つたのでしょうか」という生きる意欲の向上を喜ぶ手紙が松村さんのもとに寄せられました。また何よりも口から食を取ることで、風邪を引かなくなつたことが、実践を通して証明されるようになりました。

この障害者施設での「食と環境」の実践が、次には高齢者施設へとつながつていきました。高齢者分野での第一号が前号で紹介した第二丹後園です。

【生きることの意味から個別ケアを考える】

「住環境」を考える上で、近年の社会福

祉施設では「ユニットケア」へと「生活の単位」が変わってきています。では「ユニットケア」はどのようなものなのでしょうか？小さく部屋を区切ることで、ケアをするべきいいということではありません。「効果的でない構造のところもある」と松村さんはいいます。「小さく区切ることはいいが、そこで行なわれている“ケア”そのものがどのようなものなのか？“生活”という観点から考えていかなければならぬ」といいます。

例えば、女性の高齢者の場合、「自分の下着は他人に触つてほしくない」と感じる人が多いと思います。介助者が男性職員な

らば、なおさらその思いは強くなるのでは

ないでしょうか。そうしたことに配慮した環境をどのように作るのか？第二丹後園では、自分で洗濯ができるように各ユニットは、自分で洗濯ができるように各ユニットに一台づつ、洗濯機が設置されています。

ひとり一人の生活をどのように大切にするのか。それが「生活の単位」ですとこれまでの実践から話されます。

【新しい福祉施設づくり】

誰しも、自分の家に帰れば寝室があり、

ひとりでゆっくりと入れる浴室があり、食堂、台所や居間があります。ユニットケア

イタリアンレストランを併設した高齢者福祉施設を考えられています。また、全国各地の人々が集まり、発達障害の子ども達を元気にするような施設も市民運動で作られて

いるいろいろな制度上の規制もあるが、信念を貫くだけです」と松村さんは語られています。

「新しいことにチャレンジするときには、う視点が大切にされています。

関係者の連携で、より質の高い支援を

地域福祉権利擁護事業アドバイザーからのメッセージ③

山城ブロックアドバイザー 宇治市社会福祉協議会 弘中 奈都子

専門員としての活動

私が、地域福祉権利擁護事業の専門員を受け継いでから約三年たちました。

今年度から事業が市町村社協の実施に変わり、アドバイザー社協（今年度限）の役目を担っています。

現在も、必要に応じて市町村社協の専門

員・担当者とともに、ご本人の自宅に訪問を行ってきました。

し、ご本人の意思の確認、契約締結能力の確認のためのインタビューや具体的な調査、

調整を行い、地元の福祉・医療・行政関係者や住民の人たちとともに対象者を支援していく方策について意見を交換、関係者との連携、複数の市町村社協との協働作業を

行なってきました。

この相談が持ち込まれるのは、圧倒的に関係者からの場合が大半を占めています。

初めて、ご本人に面接させていただく時には、「こんな事業を知っていましたか？」

それには、「こんな事業を知っていましたか？」

返します。その間に、その人を取り巻く関係者も情報交換し合い、息をだんだん合わせていくのです。

契約締結をして、支援が開始された後もそれは続きます。

対象者への援助について

この事業の対象者について認知症、物忘れのある人、知的障がい、精神障がいのあ

る人で、福祉サービスを利用するための手続きがよく分からなかったり、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な人、とりきれない利用対象者への援助が増えていきます。

援助を要するといつても、その状態に至るまでの理由も様々です。年齢や家族関係、近隣との関係、生活歴、その人の考え方など、その他にも様々な要因があると思われます。

訪問を重ね、その人のことを知っていくにつれ、様々な人生があることに驚いたり、自分の価値観が揺らいでしまったと感じることがたびたびです。

思い浮かぶ対象者の人たち

近頃、私の頭の中で思い浮かぶ人たちがいます。

独居の六十歳代後半の男性。軽い認知症の方です。

通信販売での無計画な買物や旅行をした

いたためにヤミ金で借金をしようとして、自

分の生活の基盤を自ら壊すような事態を招く可能性があります。本人のそんな考え方

に加え、その人に近寄ってるのは、『何

とかお金に絡んで利用できないか』という

魂胆のある人たちだと映りました。その人たちは、年金に関する重要書類を本人の手

元から切り離したり、本人にゆかりのない人間の養子縁組を持ちかけたり、本人名義の口座を複数の金融機関で開設させたりと

落ち着かない状況です。本人自身は、そのような人たちとの関わりを悪く思っています。また、そこにはあります。

また、最近、契約の準備として訪問を続いている人で八十歳代の男性がいます。理由は定かではありませんが、独居状態で家族の音信は全くない状態です。子どもがおらることは確かです。今の状態に何故なつてしまつたかを伺う必要性があるので、お尋ねするのですが、「わからん」と言われるだけです。それは、どういう事態なのかが理解できない「わからん」なのか、突き詰めて考えたくないという諦めのような「わからん」なのか、どういう意味なのでしょうか。室内での伝い歩きは可能ながら、外出は全くなく、近隣の人の訪問もほとんどといってない状態で、日々過ごしておられます。

人が身近におられない人でもありました。生まれ、より質の高い支援が可能になるいろいろな人と接して共通して浮かぶ言葉、とを実感しています。また、その反対もですが…。それは『さびしさ』です。それは何から生まれるのでしょうか？

それを感じて、考えてしまうことは、余計なお世話だと叱られるでしょうか？

市町村社協実施にあたり

市町村社協が実施するという制度に移り、一番身近なところでの地域生活支援

が可能な体制になりました。柔軟にズームレンズを調節して、個人が抱えている課題や、

共通の課題を見つけ出し焦点を当てていてほしいと思います。

訪問を重ねるうち、陽が当たっていた時代といえる若い時に就いておられた仕事のことを少しずつはあるのですが、お話しされるようになります。そのことを話す時は、表情や眼の輝きがいつもとは違うなあと感じます。自分の中で封印していることがあるのだろうと思います。

これだけは、お伝えしたいのです

ある高齢の女性は、分かつてはいるだけでも十数業者の悪質リフォーム業者の中には業者を装つた者からも含めて、高額な損害を受けていることがわかりました。仕事もされている『自立』状態の人ですが、自己主張をされない性格で独居の方でした。他人によつて余裕も

社会福祉施設 総合損害補償

しせつの損害補償

社会福祉施設の
さまざまなリスクに対応

● 安全・健全な施設運営のために! ●

プラン1 施設の業務中事故賠償補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任を負わない際の見舞賠償も充実

プラン2 滞在型施設利用者傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン3 通所型施設利用者傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン4 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問

プラン5 施設職員に対する3つの補償

- 全職員対象の政府労災上乗せ補償
- 役職員や実習生を対象とした傷害事故補償
- 常勤・非常勤職員を対象とした感染症罹患事故補償

プラン6 施設の什器・備品損害補償

- 施設の現金等も対象

プラン7 個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合(流れのある場合はもむ)の損害賠償金額を補償します。

補償内容

第三者への損害賠償

法律上の損害賠償金
弁護士費用等の弁護費用

ブランド価値のき損を防止・縮減

謝罪会見・広告・文書費用
見舞品購入費用
コンサルティング費用

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行なう団体契約「総合責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「勤務協同保険」です。

詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。



社会福祉法人

全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受け幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

作成日 平成15年3月27日 SJ05-13974

ボランティアサークル「めだか」

高齢者も障害のある方も 水中運動を楽しむことを援助する

平成十八年度独立行政法人福祉医療機構「地方分」助成(障害者スポーツ支援基金)対象事業

今回、取材させていただいた「めだか」は身体障害者や高齢者の水中運動の指導事業をしているボランティアグループです。

会長の宮谷忠雄さんにお話をうかがいました

た。

まず、はじめに「めだか」は次の四項目の目的を掲げ活動しておられます。

1 虚弱な高齢者、身体障害者が水中運動(水

泳、水中歩行)を楽しむ事を援助する

2 対象者の諸問題を学ぶ

3 対象者及びその家族との交流を図る

4 対象者の心肺機能、筋力、バランス感覚の回復を図り、介護予防の一翼を担う

各項目についてお聞きすると、目的の一

番目の「水中運動を楽しむことを援助する」として、午前中は膝痛や股関節痛を持つた

高齢者を中心に、足の筋肉・腹筋・背筋などの筋トレーニングを目的としたメニューを行っています。午後は様々な障害や病

気を抱えた人(下半身麻痺・脳性麻痺・右半身麻痺等)と比較的元気な人との混合で

す。元気な人は、自分で自由に泳いでもらいます。重度の障害や難病を抱えた人には、スタッフが各人にについてそれぞれにあった運動をします。

二番目の項目の「諸問題を学ぶ」ことの目的は、対象者の障害や病気をよく知り、対象者の痛みや苦しみを少しでも分かち合おうとするものです。



二番目の項目の「家族との交流を図る」とは、介護をしておられるご家族のご苦労を知り、ご家族の苦労の一部でも分かち合おうとするものです。

「利用者の皆さんに継続して指導をしていく」と思うと、やはりグループで支えあっていく必要があり、サークルとして活動

うことを目的としています。

四番目の項目の「介護予防の一翼を担う」というのは、「めだか」の大きな目標です。ともすると重度の障害になられた人に目が行きがちですが、「障害者になる一歩手前で『めだか』に入つていただき、体力を付けて『めだか』を卒業して頂きたい。スタッフ一同「めだか」の卒業生が出ることを一番望んでいます」とのことでした。

グループ立ち上げの動機は?

■めだかプロフィール

代表：宮谷忠雄／設立：平成17年5月／メンバー：13名

活動場所：向日市民温水プール、

毎週月曜日(第4月曜日を除く)

連絡先：TEL 075(931)6502、

E-mail：rockys_26018@ybb.ne.jp

■ボランティアスタッフを募集しています。

ボランティアサークル『めだか』ではボランティアスタッフを募集しています。少し泳げる方ならどなたでもできます。ぜひ、ご協力ください。

問い合わせは代表の宮谷忠雄まで

していくことが大切であると思いました。個人で活動していると、自分が休むとどうしても対象者の方に迷惑がかかってしまう。

また、自分の体力や年齢を考えると自分一人ではできないと思ったからです。」と宮谷さんは語ります。

さらに、ボランティア活動の原点をお聞きすると、宮谷さんのお母さんが視覚障害者であり、小さい頃から障害を持つ方と接する機会が多かったこと。また、ご自身が障害を持たれたことが大きく影響していることでした。強調されていたのは、「障害を持つ人にもっと運動してもらいたい。体を動かしてもらい、喜んでもらえると励みになります。悩みや不安を抱えてい

る人はたくさんいます。そういう人にこそ、是非ここに来てもらつてストレスを発散してほしい」と話されました。

ボランティアスタッフを募集中のことです。

活動を続けていく上での苦しい点は?

「最初は六人のスタッフでスタートしました。今では常時来れる人は九人程度です。やはり一五名位のスタッフが欲しい。人手が不足している状況です」とのこと。もう一つの課題として、スタッフの更なるスキルアップを図りたいとのことでした。

また「めだか」は向日市のボランティアサークルですが、市内外からの会員および

「障害者に対する一般の人の理解がまだまだ得られていないように思います。また認識も低く感じます。みんながその人の苦しみを共有できる社会にしたい。二十年程前はやはり一五名位のスタッフが欲しい。人手が不足している状況です」とのこと。もう一つの課題として、スタッフの更なるスキルアップを図りたいとのことでした。

また「めだか」は向日市のボランティアサークルですが、市内外からの会員および

生も生徒も立場は一緒。縦の関係ではなく横の関係でありたい。そういう思いを込めて名づけました」とのことでした。

会員の方から話をうかがいました

(高齢者の方)

・これまで杖をついて歩いていたが、水泳

をするようになつてからは使わなくてよくなつた。・腰痛が治った。・動作が機敏になつた。

なつた。・通い始めて一年未満でしかも週に一回ですが、具合がかなり良くなりました。先生の指導も楽しくて、各会員の身体レベルに合わせて指導していくだけるので毎回楽しみです。まだ経験したことがない人も、老化予防に是非プールに来られるとよいと思います。

(障害者の方)

・水に入ることでリラックスでき、良い機

能訓練にもなる。体が軽くなり、一日がラクに過ごせるようになりました。

などの声に現れているように、皆さん、かなり「めだか」での効果が表れている様子でした。

毎回、水泳指導の後にはスタッフミーティングをし、各会員の記録をとつて情報を共有しておられる点に関するスタッフの皆さん的情熱や責任感の強さを感じました。今回の取材を通して、スタッフも会員の皆さんも水の中では本当にイキイキされており、信頼関係がきっちりできているということ、障害者スポーツという取組みを通じて、人ととの交流を図り、高め合うこ



ボランティアスタッフのメンバー（前列右端が宮谷さん）



リレートーク

② 障害者自立支援法についておもうこと

地域生活を支えるためにも一度見直しを

NPO法人京都頸椎損傷者連絡会 理事 小森猛

法施行で見えてきたもの

どうとう障害者自立支援法が施行されました。これまで当事者をはじめ関係者団体が抗議の声を上げてきましたが、当初から指摘されていました様々な問題が出てきています。障害のある人が病院や施設を出て地域で暮らす、就労を支援する、などそこに謳われていることはとても美しいことです。しかし、実際地域で暮らそうとしても、自分が帰ろうとしている地域には住む場所もない、日中活動する場もない、就職もできない、利用できるサービスは限られているという現状では、

障害を持つ人は結局家族の世話になり、外出するのをあきらめて家に閉じこもっているしかないでしょう。現に今ある社会の差別や偏見をなくしていかなくては、障害を持つ人の地域生活は成り立たないのです。この法律の、理想と現実の乖離に国は気づいているのかいないのか・・・気づかないはずはないと思うのですが、国にお金がないという理由で強引に障害者施策を十分な議論なしに変えてしまってやりません。ここでは、この制度の問題点を二つあげてみたいと思います。

費用負担の問題

まず一つめは、受けたサービスにかかる費用負担です。所得保障をするとかしないとか、そういうことが問題なのではなく（もちろん所得保障は必要ですが）、生きていく行為そのこと 자체にお金がかかるという考え方方は根本的に間違っていると思うのです。トイレに行く、水を飲む、人と話をするなど、健常者であれば当たり前にしていることにお金がかかるのです。仕事に行って、会社の利用料なんて払っている健常者はいないですよね。誰だって好きこのんで障害を持つたわけではありません。生きしていくために健常者が当たり前にしていることを保障されない国は基本的人権が尊重されている国とはいえないのではないかでしょうか。

もう一度見直しを

結局、このような制度改革で苦しむのは地域で生活している重度の障害を持つ人なのです。これでは障害者自立支援法で言われている地域生活は成り立たないのです。障害を持つ人が使いやすいサービスを、障害を持つ人の立場に立つてもう一度考え直して頂きたい。また、法律が施行されてしまったからあきらめるのではなく、障害を持つ人も持たない人ももう一度考え方を改めて、訴え続けていかなければならぬのではないかでしょうか。

二つめは居宅サービスについてです。これまで身体介護というサービスと、それよりも単価は安いけれども、重度身体障害者に必要な見守りも含めた日常生活支援のサービスは消費者のニーズによって両方使うことができました。しかし、十月以降は日常生活支援が重度訪問介護という名称に変わり、それを使う人

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注)本会へのご意見等は、上記URLの「お問い合わせフォーム」を通じてお寄せください。